

津 市 公 報

第 27 号
平成19年 2月 5日
月 曜 日

目 次

規 則

- ・津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

告 示

- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車保管
- ・公示送達
- ・撤去自転車保管
- ・行旅死亡人
- ・撤去自転車保管
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車保管
- ・津市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃
- ・撤去自転車保管
- ・撤去自転車保管
- ・住民票の職権消除
- ・撤去自転車保管
- ・公示送達
- ・撤去自転車保管
- ・撤去自転車保管
- ・撤去自転車保管
- ・公示送達
- ・撤去自転車保管

公 告

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・津市農業振興地域整備計画の変更
- ・犬の抑留
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・流域関連津市公共下水道事業計画の変更
- ・津市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更
- ・市有公用車の公売

選管告示

- ・農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
- ・選挙人名簿からの抹消者
- ・三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部改正
- ・津市公職選挙事務取扱規程の一部改正
- ・津市選挙投票区の一部改正

監査告示

- ・住民監査請求の却下に係る公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 3 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する

別表第 1 環境部の表環境政策課の部企画管理担当の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部施設担当の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

(津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表条例第 5 条に規定する手当の項中「、クリーンセンターくもず及び衛生中継所」を「及びクリーンセンターくもず」に改め、同表条例第 18 条に規定する手当の項中「、衛生中継所」を削る。

(津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中津市衛生中継所の項を削る。

第 3 条第 1 項の表中津市衛生中継所の項を削る。

第 5 条中「、津市クリーンセンターくもず及び津市衛生中継所」を「及び津市クリーンセンターくもず」に改める。

第 6 条第 6 号を削る。

第 7 条中「第 7 号様式」を「第 6 号様式」に改める。

第 39 条から第 41 条までを削り、第 42 条を第 39 条とする。

第 6 号様式を削る。

第 7 号様式中「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同様式を第 6 号様式とする。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

津市告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 15 年津市告示第 295 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 18 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

産品自治会

三重県津市産品 1593 番地

代表者 野 田 晃 久

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、津市大字産品字池ノ尻 6 番地から字三年作 1887 番地までの区域とする。ただし、字産ヶ塚 1460 番地 6 を除く。
変更後	本会の区域は、津市産品字池ノ尻 6 番地から字三年作 1887 番地までの区域とする。ただし、字産ヶ塚 1460 番地 6 を除く。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市大字産品 1593 番地
変更後	三重県津市産品 1593 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	野 田 晃 久 津市産品 398 番地
変更後	野 田 晃 久 津市産品 398 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域及び事務所の所在地が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため。また、平成 19 年 1 月 2 日に、代表者が定期総会において再任されたため。

津市告示第 16 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 18 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津新町駅北公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 18 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 17 号

下記の者に対する差押調書は居所不明等のため送達することができないので、
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び津市市税条例（平成
18 年津市条例第 71 号）第 18 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を
受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 19 年 1 月 19 日

津市長 松田 直久

記

送達を受けるべき者の住 所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 18 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 19 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 19 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 19 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年 3 月 28 日法律第 93 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 19 年 1 月 22 日

津市長 松 田 直 久

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

65 歳位・男

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

身長 164 cm、中肉、前頭部及び頭頂部はげる、白髪交じり

6 着衣及び所持品

紺色フード付きジャンパー、茶色ジャケット、草色セーター、黒色セーター、茶色ボーダー長袖シャツ、白色長袖タートルシャツ、黒色スラックス、黒色革靴

現金 345 円、黒色革製カバン、緑色ハンティングタイプ帽子、黒縁眼鏡、茶色ガラス数珠、銀色ブレスレット、鍵（キーホルダー付き）、自転車の鍵（キーホルダー付き）他

7 発見した日時及び場所

平成 18 年 12 月 4 日午前 8 時 54 分（津警察署受理）

三重県津市広明町 147 番地 1 津偕楽公園駐車場上公衆便所内

8 死亡年月日及び原因

平成 18 年 12 月 2 日午後 10 時頃（推定）、縊死（非定型）

9 その他参考事項

平成 18 年 12 月 20 日午前 9 時 44 分津市津斎場にて火葬、遺骨は津市安濃町連部善福寺に安置

津市告示第 2 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 1 月 2 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 1 月 2 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年津市告示第 5 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 1 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小舟自治会

三重県津市小舟 5 0 2 番地

代表者 森 恒 利

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田 中 昌 一 三重県津市小舟 4 1 0 番地
変更後	森 恒 利 三重県津市小舟 1 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 1 9 年 1 月 1 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 22 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 23 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 高田本山駅前
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 23 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 2 3 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 1 9 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めた。

平成 1 9 年 1 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

名 称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	33,300 円
白塚団地 2 号館	33,300 円
白塚団地 3 号館	33,500 円
白塚団地 4 号館	39,000 円
白塚団地 5 号館	39,600 円
一身田アパート	39,000 円
上浜町六丁目住宅	7,500 円
旭町 C B アパート	11,500 円
下部田簡耐住宅	7,600 円
大井アパート	24,800 円
大井住宅 1	33,800 円
大井住宅 2	33,800 円
大井住宅 3	34,800 円
大井住宅 4	34,800 円
大井住宅 5	39,900 円
大井住宅 6	39,900 円
大井住宅 7	41,900 円
大井住宅 8	41,900 円
高洲町アパート 1 号館	15,300 円
高洲町アパート 2 号館	18,000 円
高洲町アパート 3 号館	23,400 円
高洲町アパート 4 号館	24,800 円
高洲町アパート 5 号館	24,800 円

高洲住宅 1	38,000 円
高洲住宅 2	38,000 円
高洲住宅 3	40,700 円
高洲住宅 4	41,900 円
新町 1 号館アパート	17,300 円
新町 2 号館アパート	16,800 円
新町 3 号館アパート	15,100 円
新町 4 号館アパート	15,100 円
千鳥アパート	43,600 円
阿漕簡耐住宅	11,800 円
阿漕 B 住宅	9,000 円
阿漕 C 住宅	9,000 円
阿漕 1 号館アパート	14,600 円
阿漕 2 号館アパート	15,400 円
南阿漕 1 号館	22,400 円
南阿漕 2 号館	32,500 円
朝汐 1 号館アパート	12,300 円
朝汐 2 号館アパート	13,400 円
朝汐 3 号館アパート	14,000 円
藤水団地 1 号館	42,100 円
藤水団地 2 号館 1	40,400 円
藤水団地 2 号館 2	45,300 円
上弁財団地 1 号館	50,300 円
上弁財団地 2 号館 1	50,900 円
上弁財団地 2 号館 2	41,900 円
ぜにやま団地 1 号館	11,000 円
ぜにやま団地 2 号館	12,100 円
ぜにやま団地 3 号館	11,900 円
ぜにやま団地 4 号館	13,300 円
ぜにやま団地 5 号館	12,700 円
ぜにやま団地 6 号館	14,600 円
ぜにやま団地 7 号館	15,100 円
ぜにやま団地 8 号館	15,500 円
ぜにやま団地 9 号館	16,100 円

ぜにやま団地 10 号館	16,100 円
ぜにやま団地 11 号館	16,100 円
ぜにやま団地 12 号館	17,600 円
ぜにやま団地 13 号館	22,500 円
ぜにやま団地 14 号館	22,500 円
ぜにやま団地 15 号館	24,600 円
ぜにやま団地 16 号館	25,600 円
ぜにやま団地 17 号館	27,500 円
ぜにやま団地 18 号館	27,500 円
ぜにやま団地 19 号館	27,500 円
垂水 D 住宅	8,900 円
藤方団地 1 号館	28,600 円
藤方団地 2 号館	29,000 円
藤方団地 3 号館	29,000 円
藤方団地 4 号館	29,000 円
東城山簡耐住宅	14,100 円
城山アパート	11,900 円
西城山 1 号館アパート	15,000 円
西城山 2 号館アパート	15,000 円
西城山 3 号館アパート	15,200 円
西城山 4 号館アパート	15,200 円
西城山 5 号館アパート	15,200 円
西城山 6 号館アパート	15,200 円
小森団地 1 号館	45,300 円
小森団地 2 号館	42,100 円
小森 A 住宅	7,100 円
高茶屋住宅	7,700 円
里ノ上 A 住宅	7,700 円
里ノ上 B 住宅	8,100 円
雲出 1 号館 1	72,500 円
雲出 1 号館 2	68,000 円
雲出 1 号館 3	67,300 円
雲出 1 号館 4	67,300 円
雲出 1 号館 5	69,800 円

雲出 2 号館	1	69,700 円
雲出 2 号館	2	65,200 円
雲出 2 号館	3	64,600 円
雲出 2 号館	4	65,200 円
雲出 2 号館	5	64,600 円
雲出 2 号館	6	66,900 円
雲出 2 号館	7	69,700 円
野村団地		10,700 円
野村東団地		10,100 円
相川団地		11,400 円
森団地	1	8,100 円
森団地	2	8,600 円
森団地	3	12,600 円
森団地	4	12,900 円
森団地	5	8,600 円
森団地	6	15,900 円
森団地	7	14,200 円
森団地	8	15,700 円
中町団地 A		26,600 円
中町団地 B		28,800 円
相川西団地 A		28,300 円
相川西団地 B		36,000 円
明神団地		38,200 円
北口団地 A		37,700 円
北口団地 B		40,500 円
桃里団地 A		43,300 円
桃里団地 B		50,500 円
桃里団地 C		44,400 円
桃里団地 D	1	98,100 円
桃里団地 D	2	80,800 円
桃里団地 D	3	81,000 円
桃里団地 D	4	97,100 円
中別保住宅		9,700 円
青木団地		18,000 円

藤ヶ丘団地	30,900 円
殿町住宅	40,500 円
新横山住宅	40,300 円
美里第1住宅A棟	34,900 円
美里第1住宅B棟	34,900 円
美里第2住宅1号館	19,400 円
美里第2住宅2号館	19,400 円
片野団地	38,400 円
新沢田団地	32,000 円
奥津団地	5,600 円
下之川団地	5,300 円

津市告示第 2 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 1 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）、南が丘駅
東公共自転車等駐車場及び阿漕駅前公共自転車等
駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 1 月 2 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 2 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 1 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 1 月 2 5 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 26 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 1 月 26 日

津市長 松 田 直 久

1 消除した住民票

津市中河原 347 番地 4

福岡 忠久(昭和 31 年 2 月 21 日生)

2 消除した年月日

平成 19 年 1 月 26 日

津市告示第 27 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 26 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 26 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 28 号

下記の者に対する平成 15 年度市県民税第 4 期分督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）第 18 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 19 年 1 月 29 日

津市長 松田 直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 29 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 1 月 29 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 1 月 29 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 3 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 1 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 1 月 3 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 3 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 1 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）及び津駅西第二公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 1 月 3 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 3 2 号

下記の者に対する差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 1 9 年 2 月 1 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 33 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 2 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 2 月 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市公告第 8 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 23 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 19 年 1 月 22 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町中別保字中起 2412 ほか 27 筆、一色字中起 2520 ほか 2 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市東旭が丘三丁目 7-21

有限会社ソフィアホーム

代表取締役 完山 光二

津市公告第 9 号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告します。

なお、同条第 2 項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画、同法第 11 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次により縦覧に供します。

平成 19 年 1 月 25 日

津市長 松 田 直 久

変更後の農業振興地域整備計画、同法第 11 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 10 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 1 月 25 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 19 年 1 月 24 日

2 抑留期間 平成 19 年 1 月 29 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	片田町	雑種	茶	オス	中	不明	

3 公示期間 平成 19 年 1 月 25 日から平成 19 年 1 月 29 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 1 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 9 年 1 月 2 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市長岡町字君ヶ口 7 4 4 - 4 ほか 7 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市長岡町 1 1 0 3 - 3
小原 文夫

津市公告第 12 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 1 月 26 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 19 年 1 月 25 日

2 抑留期間 平成 19 年 1 月 30 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町 上野	雑種	白茶ブチ	メス	中	不明	青い首輪

3 公示期間 平成 19 年 1 月 26 日から平成 19 年 1 月 30 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 13 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 1 月 29 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 19 年 1 月 26 日

2 抑留期間 平成 19 年 1 月 31 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	高野尾町	ヨーク シャー テリア	黒灰	メス	中	不明	

3 公示期間 平成 19 年 1 月 29 日から平成 19 年 1 月 31 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 14 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 30 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 1 月 25 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市西古河町 464－4 ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居野村町 420－9
株式会社川崎ハウジング
代表取締役 加藤 正一

津市公告第 15 号

下水道法第 4 条第 1 項による下水道法施行令第 3 条の規定により、流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 19 年 1 月 31 日

津市長 松 田 直 久

- 1 下水道事業の種類及び名称
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
- 2 予定排水区
久居新町（東部雨水幹線）の一部変更
- 3 事業の期間
昭和 49 年 3 月 26 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 縦覧場所
津市殿村 5 番地
津市下水道部下水道管理課
津市久居東鷹跡町 246 番地
津市久居総合支所建設課
津市香良洲町 1878 番地
津市香良洲総合支所産業建設課
- 5 縦覧期間
平成 19 年 1 月 31 日から平成 19 年 2 月 13 日まで

津市公告第 1 6 号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 1 9 年 2 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			面 積	用 途 区 分	
大 字	字	地 番		変更前	変更後
一身田上津 部田	口ノ坪	1 0 1 番 1	8 4 3 m ² うち 360.72 m ²	農地	農業用施 設用地

津市公告第 17 号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告する。

平成 19 年 2 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に関する事項

(1) 件 名 市有公用車公売

(2) 車両概要

車体の形状 霊柩車

車 名 クラウン 走行距離 122,110 KM

グレード スーパーデラックス 色 黒

排気量 (L) 1.98

購入年月日 平成 6 年 11 月 28 日

車検有効期限 車検切れ

(3) 最低落札価格

200,000 円 車両価格のみ

2 入札参加者に必要な資格

市町村税を完納した個人又は法人を対象とした市内外の者。

3 売却車両の展示等

(1) 展示

ア 展示日 平成 19 年 2 月 8 日（木）及び 2 月 9 日（金）の各午前 9 時から午後 5 時まで

事前に契約財産課へ連絡すること。

イ 展示場所 津市斎場（津市半田 3247 番地 1）

4 入札方法

入札書を直接津市役所 6 階契約財産課財産管理担当へ持参又は、郵送によるものとする。

(1) 入札書の書き方

入札書には入札者の住所、氏名、入札金額、車体の形状（霊柩車 宮形）を記入し、必ず押印すること。なお、入札金額の訂正は無効とする。

入札書の日付は、開札日である平成 19 年 2 月 22 日を記入すること。

(2) 入札用封筒

件名「市有公用車公売」、差出人の住所及び氏名を記入し、入札書、市町

村税完納証明書（発行できない場合は過去２年間の納税証明書）を入れ封筒の裏面に３箇所の割印をすること。割印のない封筒については無効とする。

（３）郵送の場合

宛先

〒 ５ １ ４ － ８ ７ ９ ９

津中央郵便局留

津市役所 契約財産課 財産管理担当 行

郵送については「一般書留」「簡易書留」「配達記録郵便」のいずれかの方法で郵送するものとし、開札が終わるまで差出控えを保管すること。

普通郵便は無効となる。

（４）入札書の受付期間

平成１９年２月１３日（火）から平成１９年２月１９日（月）までの土、日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、郵送による場合は２月１９日（月）の局留めとする。

５ 開札の日時

平成１９年２月２２日（木）午前９時 津市役所 ８階８１会議室

６ 落札者の決定

- （１）最低落札価格以上で最高の価格をもって有効な入札をされた者を落札者とする。
- （２）最低最高の価格が同額の場合、くじ（開札の立会い人）により決定するものとする。
- （３）落札者には郵便で通知する。
- （４）落札者から辞退届が提出された場合は、次の高額入札者が落札の権利を有するものし、以後同様とする。
- （５）不正行為等が確認された場合は取消しとする。

７ 落札後の手続き

落札者は通知により開札日の翌日から２週間以内に入金及び名義変更を行い、確認後に車両（公有財産）を引渡しするものとする。

８ 付帯条件

- （１）名義変更手続き等（書類代、車両登録番号の変更を含む。）は落札者自らの負担で行うこととする。
- （２）入札物件は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

９ 問い合わせ先

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市役所 財務部契約財産課 財産管理担当

(0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 6)

1 0 その他

公用車公売の案内書は、契約財産課財産管理担当、各総合支所総務課に備える。

津市選挙管理委員会告示第2号

平成１９年１月１日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１１条において準用する公職選挙法（昭和２６年法律第１００号）第２３条第２項の規定により告示する。

平成19年1月19日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 | 縦覧に供する期間 | 平成19年2月23日から同年3月9日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで) |

津市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成19年1月19日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

男	女	計
1人	0人	1人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年1月18日

津市選挙管理委員会告示第4号

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月19日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

前文中「第94条」を「第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項」に改める。

表第1投票区の項を次のように改める。

第1投票区	第2投票区から第6投票区までの区域を除いた区域
-------	-------------------------

表第2投票区の項中「藤方（第1投票区の区域を除く。）、垂水（第1投票区の区域を除く。）、津興（第1投票区の区域を除く。）」を「藤方（結城町の一部、結城東園の一部、八幡町中の一部、八幡町北の一部、八幡町南の一部、阿漕町の一部の区域を除く。）、垂水（八幡町中の一部、八幡町北の一部、八幡町南の一部、西八幡団地、西青谷の区域を除く。）、津興（結城町の一部、結城東園の一部、阿漕町の一部、阿漕町中の一部、阿漕町東の一部の区域を除く。）」に改め、同表第5投票区の項中「河芸町」を「河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、河芸町上野、河芸町東千里、河芸町西千里、河芸町久知野、河芸町中瀬、河芸町北黒田、河芸町南黒田、河芸町高佐、河芸町浜田、河芸町赤部、河芸町三行、河芸町千里ヶ丘、河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重海区漁業調整委員会選挙における投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第5号

津市公職選挙事務取扱規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月19日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

別表第2選挙長之印の項中「津市農業委員会委員選挙」の次に「、財産区議会議員選挙及び土地改良区総代会総代選挙」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第6号

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月19日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

表津の部第12投票区の項中「新町一丁目中」の次に「、新町一丁目東」を加え、同部第13投票区の項中「神納町土手」の次に「、神納南」を加え、同部第19投票区の項中「アーツ山の手」の次に「、山の手ヒルズ」を加え、同部第21投票区の項中「上浜団地」の次に「、ハーモニータウン」を加え、同表久居の部第79投票区の項中「風早住宅」を「風早団地」に改める。

表一志の部から美杉の部までを次のように改める。

一志	第91投票区	上井生、中井生、下井生
	第92投票区	上出、村出、片山、向川原、石橋
	第93投票区	谷戸、平岩、東山
	第94投票区	下ノ世古、一区、中村、遠河、岩垣内、上出、川原出、野口、若柚
	第95投票区	井ノ口、室ノ口
	第96投票区	上垣内、本里、屋方、中屋敷、姫路、片野
	第97投票区	其村、其村団地、庄村、日置
	第98投票区	高野1、高野2、高野3、高野4、其倉
	第99投票区	田尻1、田尻2、田尻3、西屋敷、西川原、一志団地
	第100投票区	高野団地1、高野団地2、高野団地3、高野団地4、高野団地5、高野団地6、高野団地7、野田1、野田2
	第101投票区	小山、小山台地、みのりヶ丘団地
	第102投票区	虹が丘団地1、虹が丘団地2、虹が丘団地3、虹が丘団地4、虹が丘団地5
白山	第103投票区	城立、小杉、大原、自衛隊白山分とん基地、福田山、布引
	第104投票区	立町、西町、本町、宮町、緑ヶ丘、東町、瀬戸、北家城、藤、二俣、真見

	第 1 0 5 投票区	川口北、川口中、川口南、御城、市場、聖ヶ丘、的場、馬場、瀬古、岩脇、小野、新家、上田、杉ヶ瀬、上野、大角、双川
	第 1 0 6 投票区	吹毛、御衣田、大広、茅刈、並木
	第 1 0 7 投票区	沖広、茶屋、白山台団地、中徳田、西徳田、浜城、閑城、向居、向居山出、並木、岡、三重中央カントリー
	第 1 0 8 投票区	美坂、大井谷、上広、茶屋の前、滝ヶ広、古垣内、北垣内、里川、殿垣内、中村、北谷、中出、親保
	第 1 0 9 投票区	口佐田、中佐田、奥佐田、佐田駅下、谷団地、東谷団地、堂坂団地、グリーンハイツ、上佐田、中ノ村、南出、大昌団地、大発団地、バロード青山、ロイヤルタウン榊原
	第 1 1 0 投票区	上ノ村、グリーントウン榊原、垣内
	第 1 1 1 投票区	算所団地、八対野 1 区、八対野 2 区、八対野 3 区、八対野 4 区、八対野 5 区、日生学園、内野、稲垣上出、稲垣中出、稲垣下出、古市、伊勢見、ガーデンビレッジ青山高原
	第 1 1 2 投票区	山田野田中区、山田野上出区、山田野下司名区、山田野北出区、山田野美里区、山田野 1 区、久保団地、スカイグランデ
美杉	第 1 1 3 投票区	持経東、持経中、持経西、持経上、持経北、宝生、見栗、中野、瀬木、中原、掛之脇、上平、小原、羽黒、梅ヶ広、寺広、脇ヶ野
	第 1 1 4 投票区	大野東、大野中、大野西、須渕、立花、庄屋出、下神河、上神河、奥出、宮ノ下、元小西
	第 1 1 5 投票区	森、下市場、宇谷、中市場、上市場、柳瀬、小松、西河、比河、広瀬、箱根、相戸、比津
	第 1 1 6 投票区	下小田、上小田、大洞、老ヶ野下、老ヶ野上、共栄
	第 1 1 7 投票区	江後、中尾、南、北垣内、東上、東下、上出、寺脇、宮崎、下出、瑞穂、萩原、南出、大洞
	第 1 1 8 投票区	寺垣内、太郎生殿、上登、下登、奥出、猿子、飯垣内

第 1 1 9 投票区	桜、昭和、下出、杉平東、杉平西、払戸西、払戸東、上垣内、中垣内、下垣内西、下垣内東、瀬之原、越知、逢坂、下前戸、大妻、寺村、掛田
第 1 2 0 投票区	西ヶ広、前原下、前原上、波籠、上殿、須郷、谷口、市場下、市場中、市場上
第 1 2 1 投票区	宮ノ本下、宮ノ本上、中野、非浦、相地、中村上、中村下
第 1 2 2 投票区	木地屋、宮垣内、中俣、西俣、下組
第 1 2 3 投票区	小津、谷町、町屋、立川、奥立川
第 1 2 4 投票区	六田、世古、白口、野登瀬、小田、下之世古、中之世古、上村、漆
第 1 2 5 投票区	山口、太作、中町、山本、中村、三谷、不動ノ口、戸木、上村、中津、篠ヶ広

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

津市監査委員告示第 1 号

平成 18 年 12 月 26 日に提出のあった「旧芸濃町 前芸濃町長・横山雅宏と津職員栗本斉に関する措置請求の件」は、不適法な住民監査請求であると判断し、却下したので、これを公表する。

平成 19 年 1 月 19 日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	中	勝	博
同	村	田	彰	久
同	山	中	利	之

第 1 請求の受付

1 請求人

住所、氏名省略

2 請求の内容

本件監査請求書、その添付された事実を証する書類の内容から、請求人の主張事実及び措置請求の要旨は、以下のとおりであると理解した。

芸濃町長横山雅宏氏（当時。以下「芸濃町長」という。）は、安芸土地開発公社（当時。以下「公社」という。）が開発した工業団地内に所在する企業（以下「A 社」という。）の中華人民共和国上海市（以下「中国・上海」という。）内の工場の竣工式に出席するため、芸濃町総務課副参事兼課長補佐栗本斉氏（当時。以下「副参事」という。）を伴い、平成 14 年 12 月 5 日から同月 9 日までの間、中国・上海へ出張（以下「中国・上海出張」という。）した。

そして、同町長は、平成 15 年 4 月 25 日に同町長に対し、平成 14 年度芸濃町一般会計から、当該出張旅費（以下「本件旅費」という。）として 3 日分の日当 1 万 5,300 円を支出したが、当該出張の目的は、観光であったため、本件旅費の支出は、不当である。

さらに同町長は、A 社のタイ王国バンコク（以下「タイ・バンコク」という。）内の工場の竣工式に出席するため、副参事を伴い、平成 17 年 3 月 18 日から同月 22 日までの間、タイ・バンコクへ出張（以下「タイ・バンコク出張」という。）したが、当該出張も観光目的であった。

そして、公社は、同町長らの観光目的である中国・上海出張及びタイ・バンコク出張に係る航空運賃及び宿泊代等として、総額 65 万 3,200 円の諸経費（以下「本件諸経費」という。）を不当に支出し、一方、同町長は、公

社の工業団地開発事業に係る債務約２億４，１３３万円を清算するため、平成１７年３月１５日に公社に対し、平成１６年度芸濃町一般会計から、当該債務を補填（請求人が主張する「補填」とは、同町長が、公社の清算に伴い、公社が当該工業団地内に保有していた土地を購入するため、同月２８日に公有財産購入費２億４，２１２万円を支出した行為であると理解し、以下、これを「本件公有財産購入費の支出」という。）したが、本件公有財産購入費の支出額には、事実上、公社による不当な本件諸経費の支出相当額が含まれており、したがって、本件公有財産購入費の支出額のうち、本件諸経費の支出相当額分については、不当に支出されたものである。

そこで、本件旅費の支出相当額１万５，３００円及び本件公有財産購入費のうち、不当な支出相当額６５万３，２００円の合計額６６万８，５００円相当について、同町長であった横山雅宏氏、副参事であった栗本斉氏に対し、補填するよう求めることを請求する。

第２ 請求の要件審査

１ 結論

本件監査請求が、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づく適法な住民監査請求であるか否かについて、本件監査請求書、その添付された事実を証する書面等に基づき、審査したところ、本件監査請求は、同条第２項に定める監査請求期間を徒過してなされたものであると認めた。よって本件監査請求は、法の要件を欠く不適法な住民監査請求であると判断した。

２ 理由

本件監査請求が監査請求期間を徒過してなされたものであると認めた理由は、以下のとおりである。

法第２４２条第２項本文は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法又は不当な行為は、たとえそれが違法又は不当なものであったとしても、それをいつまでも争いの対象となり得るものとしておくことは行政の法的安定性の要請から好ましくないものとして、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときはすることができないと定めている。ただし、当該行為について、当該普通地方公共団体の住民が客観的にみて、その監査請求期間内に監査請求を行うことが不可能又は著しく困難な状況においても法的安定性の確保を貫くことは適当でないことから、同項ただし書は、そのような「正当な理由があるとき」は、例外として監査請求期間

を経過していても監査請求をすることができると定めている。

これらの要件を本件監査請求について判断すると、まず、同項本文が定める監査請求期間について、本件旅費の支出のあった日は、平成１５年４月２５日であり、本件公有財産購入費の支出のあった日は、平成１７年３月２８日であることから、本件監査請求は、これらの支出のあった日から、それぞれ、１年を経過してなされたものと認められる。

次に監査請求期間内に監査請求することができないことに「正当な理由」があるか否かについてみると、請求人は、「芸濃町では、公社は情報公開制度の対象外となっていたが、市町村合併を機会に、平成１８年１月２０日に公社に係る情報公開請求を行い、その結果、芸濃町民には隠されていた不当な公金の支出の新事実が判明した」旨主張する。

しかるに、請求人は、同町の住民であった当時、芸濃町監査委員（当時）に対し、平成１６年７月２０日付けで、本件旅費及び本件諸経費（中国・上海出張分）の支出は不当であるなどとして、芸濃町長の中国・上海出張に係る質疑、答弁内容が記録された平成１４年１２月芸濃町議会定例会会議録の一部の写しを添付の上、「監査措置請求書」を提出し、さらに請求人は、平成１７年８月１７日付けで、本件諸経費（タイ・バンコク出張分）の支出及び当該支出に係る本件公有財産購入費の支出は不当であるなどとして、本件公有財産購入費の支出に係る記事を掲載した「芸濃町議会だより 第１５号」（平成１７年５月１日付け芸濃町議会発行）の一部の写し及び同町長らのタイ・バンコク出張に係る書類の写し等を添付の上、「監査措置請求書」を提出している。そして、本件監査請求において請求人は、公社による本件諸経費の支出額が６５万３，２００円相当であったことを「新事実」とであると主張しているが、当該事実は、これら当時の監査請求の要旨を補足する程度のものであることから、これをもって「正当な理由があるとき」に該当するとは認めることはできず、請求人の主張は、採用することができない。

以上